

平成 24 年 第 1 回
南関町議会 3 月定例会会議録

平成 24 年 3 月 9 日開会

平成 24 年 3 月 16 日閉会

3 月 9 日 (金)

(第 1 日目)

平成24年第1回南関町議会定例会（第1号）

平成24年3月9日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

10番 唐 杉 純 夫 君

11番 酒 見 喬 君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 請願陳情の委員会付託等について

日程第5 議案第1号 南関町暴力団排除条例の制定について

日程第6 議案第2号 南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第3号 南関町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第4号 南関町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第5号 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第6号 南関町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第7号 南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第8号 南関町浄化槽施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第9号 南関町公民館条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第10号 南関町立図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第11号 平成23年度南関町一般会計補正予算（第6号）について

日程第16 議案第12号 平成23年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第17 議案第13号 平成23年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第18 議案第14号 平成23年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第19 議案第15号 平成23年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第20 議案第16号 平成23年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第21 議案第17号 平成23年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第22 議案第18号 平成23年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

日程第23 議案第19号 平成24年度南関町一般会計予算について

- 日程第24 議案第20号 平成24年度南関町国民健康保険特別会計予算について
日程第25 議案第21号 平成24年度南関町公共下水道事業特別会計予算について
日程第26 議案第22号 平成24年度南関町簡易水道事業特別会計予算について
日程第27 議案第23号 平成24年度南関町介護保険事業特別会計予算について
日程第28 議案第24号 平成24年度南関町介護サービス事業特別会計予算について
日程第29 議案第25号 平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について
日程第30 議案第26号 平成24年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第31 議案第27号 町道の路線廃止について
日程第32 議案第28号 町道の路線認定について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 井下 忠俊 君 | 2番 境田 敏高 君 |
| 3番 打越 潤一 君 | 4番 鶴地 仁 君 |
| 6番 島崎 英樹 君 | 8番 山口 純子 君 |
| 9番 橋永 芳政 君 | 10番 唐杉 純夫 君 |
| 11番 酒見 喬 君 | 12番 本田 眞二 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

- 5番 田口 浩 君

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(12名)

- | | |
|--------------------|----------------|
| 町 長 上田 数吉 君 | 住民課 長 木村 浩二 君 |
| 副町 長 本山 一男 君 | 福祉課 長 坂井 智徳 君 |
| 教育 長 大里 耕守 君 | 経済課 長 雪野 栄二 君 |
| 総務課 長 堀 賢司 君 | 建設課 長 大木 義隆 君 |
| 会計管理者 北原 耕治 君 | 教育課 長 大石 和幸 君 |
| まちづくり推進課 長 佐藤 安彦 君 | 延寿荘 長 福田 恵美子 君 |

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

- 議会事務局長 松本 寛 君 書記 橋本 恵 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 起立。礼。おはようございます。お座りください。

ただ今から平成24年第1回南関町議会定例会を開会します。

会議に入ります前に、まず報告が2件あります。

第1点は、5番の田口議員が欠席の申し出があつておりますので許可したことを報告します。

それから、第2点目といたしまして、先日、議会運営委員会の中で総務課長のほうからご提案がありました老人ホーム荘長を今議会以降ずっと本議会に出席させたいという申し出がありましたので、このことを許可しました。

以上、2点を報告します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（本田眞二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、10番議員、11番議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定について

○議長（本田眞二君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、本日から3月16日までの8日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会の会期は本日から3月16日までの8日間とすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告について

○議長（本田眞二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告の第1点は、熊本県町村議会議長会第62回定期総会についてであります。本総会は去る2月22日、熊本市自治会館で開催されました。総会では、東日本大震災からの早期復旧を期する決議や分権型社会の実現と議会の機能の強化、議会事務局の整理充実を期する決議など11項目、町村財政の強化や農業・農村振興対策の強化に関する要望など22項目の要望事項を決定し、宣言を採択しました。内容については、その写しをお手元に配付しておりますので省略します。

報告の第2点は、例月出納検査等報告についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第10条の規定によって、監査委員、井上康幸君、島崎英樹君より、平成23年度11月分、12月分、平成24年1月分の出納検査結果等について、平成23年度第2回定期監査の結果についての報告がなされています。内容については、その写しをお手元に配付していますのでこれを省略します。

報告の第3点は、委員会報告についてです。産業厚生常任委員長より、委員会研修について報告書

が提出されていますので報告を求めます。産業厚生常任委員会委員長、山口純子君。

○産業厚生常任委員長（山口純子君） おはようございます。

それでは、委員会報告をいたします。

委員会研修報告書。

南関町議会議長、本田眞二様。

産業厚生常任常任委員会委員長、山口純子。

研修日時、平成24年1月12日（火）午後2時から午後3時

場所、荒尾市原万田200番地2、三池炭鉱万田坑。

出席者、山口、橋永議員、田口議員、打越議員

随行者、松本議会事務局長、荒尾市議会事務局、山下書記。

研修目的、国の重要文化財であり、世界遺産として登録申請中の産業遺構の歴史的価値を学び、引いては本町の文化財の保全と観光資源としての価値を探るため。

研修視察レポート、三池炭鉱万田坑は1902年（明治35年）出炭が開始され、1910年頃になると採掘した石炭を専用鉄道によって三池港まで運び、海外に輸出していた。戦後の復興に貢献した石炭も1950年代から1960年代の「エネルギー革命」により石油にとって代われ、需要の低下と採炭コストの上昇から1997年に閉山した。日本の近代化と経済発展に大きく貢献し、閉山後もその文化的な意義から施設の保存管理がなされ、広く後世に顕承されている。

今回は、万田坑が果たした歴史的な意義や施設と関わってきた人々の暮らし、その足跡を「施設ボランティアガイド」の説明を交えながら研修することができました。近隣町に居住しながら、改めて多くの内容を知り得た研修でありました。世界遺産登録申請が成就することを願いながら研修を終えました。

以上、報告いたします。

○議長（本田眞二君） 続きまして、総務文教常任委員会委員長より、委員会研修について報告書が提出されていますので報告を求めます。総務文教常任委員会委員長、唐杉純夫君。

○総務文教常任委員長（唐杉純夫君） おはようございます。

委員会研修報告書を申し上げます。

平成24年3月6日。

南関町町議会議長、本田眞二様。

総務文教常任委員会委員長、唐杉純夫。

1、日時 平成24年2月14日から15日まで。

2、場所 三重県度会郡玉城町

3、出席者 唐杉純夫、鶴地仁、本田眞二、島崎英樹、井下忠俊、境田敏高、以上6委員。随行は、議会事務局長、松本寛。

4、玉城町のあらまし 玉城町は三重県伊勢市の隣町で、度会郡の西北部に位置し、東西8.3キロ、南北7.7キロメートル、総面積41平方キロメートルを有し、地形は概ね平坦で豊かな田園を丘陵で囲まれ、自然環境に恵まれている町である。人口は5,200世帯、1万5,400人。交通機関はJR参宮線があるが、車社会の発展とともに道路網が整備され、現在は近畿自動車道伊勢線・玉城インターチェンジを中心に、県道玉城南勢線、主要地方道県道鳥羽松坂線など県道が主要幹線にな

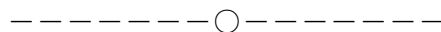
っており、名古屋方面・京阪神方面へも短時間で行くことができ、物流関係などの社会経済的条件にも恵まれている町である。

5、研修目的 本町では平成23年度から27年度にかけて南関町総合振興計画後期の基本テーマとして、「公共交通の充実」が挙げられている。交通弱者、買い物難民、医療難民の漸増という高齢問題は将来の大きなテーマである。今回、オンデマンド交通について先進地の研修先を探していたところ、玉城町という実証実験を行っている自治体があり、既に実施段階に入っているイメージもある中で、本町諸事情をもとにいろいろ参考になる点が多いと考え研修先に選んだものである。

6、研修の内容 庁舎で生活福祉課林課長から、「ICTを利活用した安心・元気な町づくり事業」というパワーポイントによる説明があった。岐阜県関市市議も同席での研修だった。内容として、常任委員会であらかじめ準備した質問事項を中心に、十数項目にまとめ、質疑を行った。続いて、社会福祉協議会に行き、実証運行の実態をコンピュータ画面操作を見ながらいろんなケースの実証実験を検証することができた。

7、まとめ 東大研究チームの作ったソフトは、今は民間会社の順風路社が引き継いでいるが、実証実験運行には仮に1年間行おうとすれば約330万円が必要のようである。このほとんどを玉城町では補助金を利用してやってきているようである。本格稼働後は1,300万円程度が必要のようである。補助金は平成23年までで、24年以降は打ち切られたということであるが、まだ継続という話も聞かれる。本町の問題としては、大きくいって3つある。1つ、路線業者との地域公共交通会議との折り合いの問題、2、移送業をどこが持つかの問題、3、実運転時の費用の問題等であるが、その前に実証試験運行を試みるうちにいろんな問題点が出てくることも考えられる。いずれにしても路線に対する補助金は、西鉄バス、産交バス2社に対して3,000万を出していることからすれば合理化にもつながると見てよい。24年度からは大牟田市が定住生活圏構想で南関町にも働きかける予定があると聞くので、いろんなハードルがあるが今後の高齢化に伴う交通難民問題を考えるとき、実現への協力は惜しんではならないと考えている。

以上でございます。



日程第4 請願陳情の委員会付託等について

○議長（本田眞二君） 日程第4、請願陳情の委員会付託等についてです。

本日まで受理しました陳情書等は、お手元に配りました陳情文書等の写しのとおり、2件を所管の常任委員会に付託し、その他は配付としましたので報告します。

ここで、町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（上田数吉君） おはようございます。

平成24年3月定例会開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災から、あと2日で1年を迎えるところでございます。その中で、死者・行方不明者数が1万9,000人を超える戦後最大の災害でありました。併せて福島原発の地震災害は、原発に依存していた我が国の電力需要を大きく転換させるものとなりました。また、平成23年9月に発生いたしました台風12号は期間内に雨量1,000ミリを超え、死者数が約100人に達しております。幸いにも本町では災害はなかったものの、自然災害の驚異をまざまざと感じられたところでございます。最近の災害は局地的に集中豪雨をもたらしており、

もし、仮にも本町に1,000ミリを超える雨量が発生した場合は、山間の本町では町内の至る所で崖崩れや土石流が発生し、家屋の崩壊や町道の寸断、河川の氾濫等が予測されると思います。大災害になると思います。

このため、どのような災害にも対処できるように、常日頃の防災訓練や災害に対しての町民意識の啓発に努め、災害に強いまちづくりを進めていかなければならないと思っております。

一方、国政におきましては、野田政権は社会保障費の財源に充てるため、消費税の増税方針であります。与野党の調整が厳しく、いつ何時衆議院の解散が行われるかわからない状況であります。また、日本経済におきましては長引く円高による国内経済の低迷状況が続いており、ここにきて電力需要の問題も併せて出てまいりました。

さて、町政におきましては、公共関与産業廃棄物管理型処分場につきましては、昨年8月に処分場に係る基本協定書を締結したところでございます。その後、町では処分場に係る地域振興対策をとりまとめ、本年2月に熊本県に要望書を提出したところでございます。今後、熊本県と協議を開始してまいりますが、議員の皆様方の支援・ご協力をお願いいたします。

次に、南関町定住促進対策住んでよかったプロジェクト事業は、昨年度から予算総額1億1,500万円を持ってスタートしたところでございます。出生者数の推移には少なからずの成果が出ているものと思っておりますが、今後も事業の評価を行い、さらに町の活性化を図っていききたいと思っております。

次に、企業誘致関係では昨年の茂木製作所の企業誘致に続き、芝浦ホールディングス様によるメガソーラー太陽光発電所の建設、株式会社プラトム新工場建設、株式会社エム・ケイ・ケミカル様の誘致の調印を終えたところでございます。

次に、中山間地総合整備事業では、国の第4次補正を受け南関西部地区の事業が開始される運びとなりました。農業を基幹産業と位置づけている本町では、農業の効率的経営を行うためにもこの事業を進めていかなければならないと思っております。

次に、教育関係では、昨年第四小学校の屋内運動場の耐震改修を実施し、平成24年度は第三小学校の屋内運動場の耐震改修を予定しているところでございます。また、町民グラウンドの整備と併せてウォーキングコースも完成したところでございます。町民の皆様方の健康保持・増進のためにも大いにご利用していただきたいと思っております。

今回提案いたします案件は、南関町暴力団排除条例の制定について1件、南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の改正についてほか8件、平成23年度南関町一般会計補正予算（第6号）につきまして、6,493万2,000円の減額補正、平成23年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、1,564万5,000円の補正、平成23年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、397万5,000円の減額補正、平成23年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、14万8,000円の減額補正、平成23年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、336万1,000円の減額補正、平成23年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について、1,074万6,000円の補正、平成23年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第4号）について、570万5,000円の減額補正、平成23年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、398万5,000円の減額補正、平成24年度南関町一般会計予算について48億8,276万8,000

0円、平成24年度南関町国民健康保険特別会計予算として15億706万円、平成24年度南関町公共下水道事業特別会計予算として2億505万4,000円、平成24年度南関町簡易水道事業特別会計予算として479万7,000円、平成24年度南関町介護保険事業特別会計予算として12億6,591万4,000円、平成24年度南関町介護サービス事業特別会計予算として2億3,393万6,000円、平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算として8,892万3,000円、平成24年度南関町後期高齢者医療特別会計予算として1億2,626万9,000円、町道の路線廃止について、町道の路線認定について、ご提案を申し上げておりますが、説明につきましては、担当課長よりそれぞれ説明をいたしますので、何卒ご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

○議長（本田眞二君） お諮りします。

日程第5、議案第1号から日程第32、議案第28号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田眞二君） 異議なしと認めます。

従って、日程第5、議案第1号から日程第32、議案第28号までの議案を一括上程することに決定しました。

-----○-----

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 5 | 議案第 1号 | 南関町暴力団排除条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 2号 | 南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 3号 | 南関町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 4号 | 南関町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 5号 | 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第 6号 | 南関町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第 7号 | 南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第 8号 | 南関町浄化槽施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第 9号 | 南関町公民館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第10号 | 南関町立図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第11号 | 平成23年度南関町一般会計補正予算（第6号）について |
| 日程第16 | 議案第12号 | 平成23年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第17 | 議案第13号 | 平成23年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第18 | 議案第14号 | 平成23年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第19 | 議案第15号 | 平成23年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第20 | 議案第16号 | 平成23年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）につ |

いて

日程第 2 1 議案第 1 7 号 平成 2 3 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 4 号）について

日程第 2 2 議案第 1 8 号 平成 2 3 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 2 3 議案第 1 9 号 平成 2 4 年度南関町一般会計予算について

日程第 2 4 議案第 2 0 号 平成 2 4 年度南関町国民健康保険特別会計予算について

日程第 2 5 議案第 2 1 号 平成 2 4 年度南関町公共下水道事業特別会計予算について

日程第 2 6 議案第 2 2 号 平成 2 4 年度南関町簡易水道事業特別会計予算について

日程第 2 7 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度南関町介護保険事業特別会計予算について

日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 2 4 年度南関町介護サービス事業特別会計予算について

日程第 2 9 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について

日程第 3 0 議案第 2 6 号 平成 2 4 年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 3 1 議案第 2 7 号 町道の路線廃止について

日程第 3 2 議案第 2 8 号 町道の路線認定について

○議長（本田眞二君） 議案はお手元に配付してあります。

議案名を事務局長が朗読いたしますので、確認をしてください。

○議会事務局長（松本 寛君） [議案名朗読]

○議長（本田眞二君） 配付漏れなどありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（本田眞二君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただ今から提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） おはようございます。第 1 号議案、南関町暴力団排除条例の制定についてご説明いたします。

熊本県は、平成 2 3 年 4 月 1 日から熊本県暴力団排除条例を施行し、暴力団による不当要求行為や抗争事件の被害から県民を守り、県民や事業者が一体となって暴力団を排除し、経済社会の健全な発展と安全で安心な熊本県を実現しようとしています。この県条例を受けまして、南関町においても、町、町民、事業者が一体となって町民生活や経済社会の場から暴力団を排除し、町民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与するため、南関町暴力団排除条例を制定するものでございます。

次ページをお開きください。第 1 条に目的を規定しております。この条例は南関町からの暴力団の排除に関し基本理念を定め、暴力団の排除を推進し、もって町民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的とすると規定しております。

第 2 条に定義を定めております。第 1 号が暴力団の定義でございます、第 2 号が暴力団員に関する定義でございます、3 番目が町民等でございます。町民等については、町民及び事業者を言うというふうの規定しております。

第3条に基本理念を定めております。暴力団の排除は、暴力団が町民生活及び社会生活に悪影響を及ぼす反社会的団体であることを認識した上で、町、町民等、それから熊本県公安委員会等が相互に連携し、及び協働して行わなければならないと規定しております。

次の第4条から第6条にかけては、町の責務、それから町民の責務、事業者の責務を規定しているところでございます。

次のページをお開きください。第7条に推進体制の整備を規定しております。町は町民と暴力追放センター、その他の関係者と連携して暴力団の排除のための体制を整備するものとしております。

第8条には、町民等及び町民等が組織している団体に対する支援を規定しております。町は、町民等及び町民等が組織する団体が相互に連携しながら情報の提供、助言・指導その他の必要な支援を行うものと規定しております。

第9条に、広報及び啓発を規定しております。町は、暴力団の排除に関する理解を深めるために集会や広報及び啓発を行うものと規定しております。

第10条には、町の事務及び事業における措置を規定しております。町は、町が行う事務及び事業により暴力団を利することとならないような必要な措置を講じるものとしております。例えば、現在要綱を考えておりますけど、南関町入札契約等における暴力団排除要綱を考えております。具体的に言いますと、工事それから工事に伴う下請け、それから物品納入業者、業務委託等に関しての暴力団排除を規定しております。その要綱も4月1日から同時に施行していきたいと考えております。

次に、第11条には、町が設置した公の施設の使用の不承認を規定しております。町長もしくは教育委員会等において暴力団を利する恐れがあると認めたときは、使用の承認をせず、または当該使用の承認を取り消すことができる旨を規定しております。

第12条には、少年に対する教育等のための措置を規定しております。町は、その設置する中学校において、その生徒が暴力団の悪影響を認識し、暴力団に加入せず、かつ暴力団員の不当な行為による被害を受けないようにするため、教育が行われるよう必要な措置を講じるものと規定しております。第2項には、町は少年の育成に携わる者に対して暴力団に関する知識を有する警察官の派遣、情報の提供、その他必要な支援を行うことと規定しております。

第13条は委任でございまして。

附則、この条例は平成24年4月1日から施行するものとしております。

以上、暴力団排除条例に提案説明をいたしました。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、第2号議案、南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

南関町報酬、費用弁償等に関する条例は、非常勤職員の報酬、費用弁償の支給に関し、その支給額等を定めた条例であります。今回の改正は、昭和36年に制定されたスポーツ振興法が50年ぶりに全文改正されました。平成23年8月に施行されております。今回新しく制定されたスポーツ振興の中で、以前は体育指導委員として規定されたものが、今回の改正でスポーツ推進委員と名称が変更されたために、南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお開きください。費用弁償の中に別表という項目表があります。いろんな選挙管理委

員とか投票立会人とか規定している中で、体育指導委員という項目があります。その体育指導委員をスポーツ推進委員とあらためるものでございます。

以上、説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第3号議案、南関町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

南関町消防団の設置等に関する条例は、南関町消防団の名称、設置管理区域を定めた条例でございます。今回、条例を改正するのは、消防組織法第15条第1項の規定としている消防団に関する条文が第18条第1項に変更されたために改正するものでございます。ちなみに、改正された消防組織法の第18条第1項の規定では、消防団の設置、名称及び区域は条例の定めるものとする規定しています。このために、改正するものでございます。

次のページをお開きください。第1条中、第15条第1項を第18条第1項にあらためるものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） おはようございます。第4号議案、南関町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由と内容の説明をいたします。

まず、提案の理由といたしまして、地方税法の一部を改正する法律等の公布等により条例の改正が必要になったためでございます。このほかに、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、これは平成23年法律第115号でございます。また、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律、これは平成23年法律第118号でございます、等が平成23年12月2日に公布され、同日から施行されました。税条例の改正内容につきましてご説明をいたします。お手元の議案書をご覧ください。

1枚開いていただきまして、南関町税条例第95条の改正でございます。これは、町たばこ税の税率の改正でございます。旧3級品以外の製造たばこといたしまして、これまで1,000本につき4,618円を、1,000本につき5,262円とするものでございます。

次に、附則の改正です。附則第9条、これは町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等の改正になります。これは条項の削除ということでございます。これに関しましては、退職所得の分離課税に係る所得割につきまして、その所得割の額から10分の1に相当する金額を控除する措置が廃止されたというものによるものでございます。

続きまして、附則第16条の2、これは町たばこ税の税率の特例の改正でございます。旧3級品製造たばこといたしまして、これまで1,000本につき2,190円、これを1,000本につき2,495円とするものです。

次に、附則第22条、これは東日本大震災に係る雑損控除等の特例の改正でございます。被災者に対する災害関連支出の損失対象金額に関しての拡充に伴う税制上の改正で、条文のとおり文言と条項の改正ということになります。当町には現在のところ該当者はおられません。

続きまして、附則第25条、これは個人の町民税の税率の特例の追加でございます。東日本大震災からの復興を図ることを目的とし、東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき、平

成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち、全国的かつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するために、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人住民税の均等割額について町民税の年額500円を加算する額とするものでございます。

附則といたしまして、第1条は施行期日等でございます。

この条例は、公布の日から施行するものです。但し、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するものです。第1号は、平成25年1月1日からでございます。

次のページをお願いいたします。

第2号は平成25年4月1日からでございます。第2項といたしまして、附則第22条の規定は、平成23年12月14日から適用するものでございます。第2条は町民税に係る経過措置です。第3条は町たばこ税に係る経過措置でございます。

以上で、南関町税条例の一部を改正する条例の制定について、説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） おはようございます。それでは、第5号議案、南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご提案理由及び内容につきましてご説明を申し上げます。

南関町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。第5期におきましては、施設から在宅介護への移行を促す施策が取られ、介護報酬が全体で平均1.2%引き上げられ、第1号被保険者負担比率が現在の20%から1%引き上げられ、21%となっているところでございます。また、地域密着型施設の開設に伴い給付費の増等によりまして、検討の結果、現行の基準月額4,890円に対しまして100円、率にいたしまして2.04%の引き上げの4,990円となったところでございます。このことによりまして、平成24年度から平成26年度までの3カ年の保険料の料率を制定するためにご提案をさせていただいたものでございます。

次のページをお願いします。

条例第2条中、平成21年度から平成23年度までの期間を、平成24年度から平成26年度にあらためるものでございます。さらに、各号に定めます額をあらためるものでございます。

第1号中の2万9,340円を2万9,940円に、同じく第2号の2万9,340円を2万9,940円に、第3号中、4万4,004円を4万4,904円に、第4号中、5万8,680円を5万9,880円に、第5号中、7万3,344円を7万4,844円に、第6号中、8万8,020円を8万9,820円にあらためるものであります。

また、附則につきましては、第1条で施行期日を定めるものでございます。さらに、附則第2条では平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例ということで定めるものでございます。

第3条におきまして経過措置ということで、保険料については平成24年4月1日以降の介護保険料から適用し、平成24年3月31日までの保険料につきましては改正前の規定を適用すると定める経過措置を定めるものでございます。

以上で、条例改正の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） おはようございます。私からは第6号議案、南関町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての提案説明を申し上げます。

南関町営住宅条例は平成9年12月に制定された条例で、公営住宅法に基づく町営住宅及び共同施設の管理について、公営住宅法及び地方自治法並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めることを目的とすることとされております。今回の改正は、公営住宅法の第23条に規定されておりました入居者資格の同居親族要件が廃止されたことを受けての改正でございます。また、この改正に伴い、老人や身体に障害を持たれる方などについては単身入居が認められる例外規定も削られることとなっております。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整理に関する法律による義務づけ・枠付の見直しに伴い、同居親族要件については自治体の判断に委ねられることになったところでございます。

これを受けまして、町では検討を行い、町営住宅が単身者利用を想定して整備したのではなく、現在も応募が多い状況にあり、同居親族要件を廃止することで住宅困窮者の入居を妨げることがないように今後も同居親族がおられる方を対象としての入居が望ましいものとして、同居親族要件を残すものとして改正をいたしたく提案をするものでございます。

以下、議案書によりご説明を申し上げます。

提案理由、公営住宅法の改正による同居親族要件の廃止と公営住宅法施行令の改正に伴い、条例の改正が必要なため。

1枚開けていただきまして、この中の南関町営住宅管理条例の一部を次のように改正する。

第5条中、「として令第6条第1項で定める者」を削り、同条に次の2項を加えるとしております。次にあります2項の前項に規定するという部分から、(1)(2)(3)それからずっといきまして次のページの(8)までは公営住宅施行令第6条の1項に規定されている条項を町の条例に移し替えているものでございます。

それから、3の「町長は入居の申し込みをした者が」というくだりですけれども、こちらにつきましても同じく公営住宅法施行令第6条のイに規定されたものを移しかえたものでございます。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するをいたしてしております。また、最後に読み替え規定もご提案をするものでございます。

続きまして、第7号議案のご説明をいたします。南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての説明を申し上げます。

南関町下水道条例は平成13年3月に制定された条例で、町が設置した公共下水道の管理及び使用について定めたものでございます。

今回この条例を改正するのは、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行及び排水設備工事責任技術者一括登録制度の実施に伴うものでございます。今回の下水道法施行令の一部改正では、第9条の4、特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準、第1項15号に定められました1・1、ジクロロエチレンの基準数値が1リットル当たり0.2ミリグラム以下から1.0ミリグラム以下に緩和されており、それを受けての改正でございます。加えて、今回の一部改正を行うに当たりまして、他の項目についても基準数値等の変更があったため、今回同時に条例を改正することとしたものでございます。また、条例では町における排水設備等の新設槽の工事は、町長の指定を受

けた者、指定工事店と申します、でなければ行ってはならないこととされており、指定工事店は専属する排水設備工事責任技術者を申請書に記載し、町に登録する必要があります。指定工事店からすれば県内各自治体ごとに申請・登録が必要であり、負担となっていたところで、その負担軽減を図るために県下自治体では一括登録ができないものかと平成21年度から検討が重ねられ、平成24年度から制度が開始されることになった次第でございます。

制度としましては、これまでは町に排水設備工事責任技術者として申請・登録をしていたものを、公益財団法人熊本市下水道技術センターにその申請・登録を行うことで県下参加自治体での工事が可能となるもので、この制度の導入に伴い、今回条例を改正するものでございます。

以下、議案書により説明をいたします。

提案理由、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行及び排水設備工事責任技術者一括登録制度の実施に伴い条例の改正が必要なためとしております。

1枚めくっていただきまして、第7条の2第2項第2号中「第7条の4第1項の規定により」を削り、「熊本県下水道協会が実施する排水設備工事責任技術者資格認定共通試験に合格し、町等に」を「排水設備工事責任技術者として公益財団法人熊本市下水道技術センター理事長が」に改め、同条第3項第5号中「下水道」を削るということにいたしております。この変更に伴いまして指定工事店に関する記述の部分を削除いたしましたので、その分条項が繰り上がっているというふうにご理解いただきたいと思います。

それから、下のほうの第11条、下から3行になります、第11条第1項第3号ウを削り、同項に次の1号を加える。(4) 沃素消費量1リットルにつき220ミリグラム未満から、次のページの最後までですけれども、これにつきましては下水道法の準則でございます標準下水道条例に基づき基準数値を変更したものでございます。

附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するとしております。

それでは続きまして、第8号議案にまいります。南関町浄化槽施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を申し上げます。

南関町浄化槽施設の設置及び管理に関する条例は平成15年6月に制定された条例で、浄化槽施設の適正な設置、維持管理及びこれに関する費用負担等について定めたものでございます。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、下水道法が一部改正されたことに伴うものでございます。これまでの下水道法では公共下水道管理者が下水道を設置しようとするときはあらかじめ事業計画を定め、国土交通大臣または都道府県知事の認可を受けなければならないこととされておりましたが、今回の改正により協議制とされたところでございます。このことから、認可制を前提とした部分の文言を改正するものでございます。

以下、議案書によりご説明申し上げます。

提案理由、下水道法の一部の改正により、認可制から協議制に改正されたことに伴い、条例の一部改正をする必要があるため。

1枚めくっていただきまして、条例第4条中「特定環境保全公共下水道認可区域以外」を「特定環境保全公共下水道予定区域以外」に改めるといたしております。

附則としまして、この条例は24年4月1日から施行するとしております。

以上、3議案につきまして説明をいたしました。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） おはようございます。第9号議案の南関町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてご提案申し上げます。

これにつきましては、社会教育法の改正によりまして公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期について、社会教育法に今まで則っておりましたけれども、今回改正によりまして委嘱の基準、定数及び任期その他公民館運営審議会に関して必要な事項は当該市町村の条例で定めるといふふうに謳っております。この場合において、委員の委嘱の基準については文部科学省の定める基準を参酌するものとなっております。この内容につきましては、今までどおり社会教育法の文科省の基準を参酌してくださいというような内容でございます。

次のページをお願いいたします。

そのことに則りまして、南関町公民館条例の一部を次のように改正いたします。

第4条第1項中「第30条」を「第29条」に改め、第3項を第5項とし、第2項中「審議会の委員」を「委員」に改め、同項を第4項とし、第1項の次に、次の2項を加える。2、公民館運営審議会委員（「委員」という）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。3、委員の定数は6人とし、その任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上、公民館条例の一部改正をご提案申し上げます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第10号議案、南関町立図書館設置及び管理に関する条例の一部を改正するご提案でございます。

この提案も先ほどの社会教育法と同じでございます。図書館法の改正により任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関する必要な事項を当該図書館が設置する地方公共団体の条例で定めなければならないというふうな改正でございます。

次のページをお願いいたします。

これに基づきまして、第4条、法14条の規定により、図書館に図書館協議会を置く。第5条、協議会の委員（委員）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から南関町教育委員会が任命する。2、委員の定数は5名以内とする。

3、委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合は補欠委員の任期はその前任者の残任期間とする。

附則、この条例は平成24年4月1日から施行する。

以上、ご提案を申し上げます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 説明の途中でありますが、10分ほど休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でしたので、これを続行します。総務課長。

○総務課長（堀 賢司君） 第11号議案、平成23年度南関町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,493万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億836万8,000円とするものでございます。

今回の補正は、事業の確定それぞれ各事業の確定によって決算見込みによる予算の減額が主なものでございます。今回、3月の補正後の起債額それから基金額を報告します。

起債額につきましては、59億8,869万8,000円でございます。基金の総額29億5,460万5,000円でございます。目的基金を除きまして23億5,174万3,000円でございます。

次のページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。1款町税、補正前の総額が10億2,241万2,000円を1,325万円補正し、10億3,566万2,000円にするものでございます。内訳としまして、1項町民税1,760万を追加し、3億2,050万1,000円とするものでございます。2項固定資産税890万円を減額し、5億9,716万1,000円とするものでございます。4項町たばこ税770万円を追加し、7,340万円とするものでございます。入湯税、7項の入湯税315万円を減額し、1,340万円とするものでございます。なお、減額の理由等については、減額・追加の理由等については、後の詳細の予算の中で説明を申し上げます。

次に、12款分担金及び負担金でございます。173万8,000円を追加し、1億403万3,000円にするものでございます。

13款使用料及び手数料、1項使用料42万6,000円を追加し、1億318万2,000円にするものでございます。2手数料2万1,000円を追加し、1,385万2,000円にするものでございます。

次に、14款の国庫支出金でございます。総額3億5,364万9,000円に対しまして、今回2,819万3,000円を減額し、3億2,545万6,000円とするものでございます。内訳でございます。まず、1項の国庫負担金でございます。2,795万6,000円を減額し、2億9,846万4,000円とするものでございます。2項の国庫補助金31万3,000円を追加し、2,413万4,000円とするものでございます。3項の国庫委託金55万円を減額し、285万8,000円とするものでございます。

15款の1項県支出金でございます。4億2,271万5,000円に今回補正1,130万8,000円を減額し、4億1,140万7,000円とするものでございます。内訳でございます。1項の県負担金107万3,000円を減額し、1億6,691万9,000円とするものでございます。2項県補助金1,301万1,000円を減額し、2億2,037万4,000円とするものでございます。3項委託金277万6,000円を追加し、2,411万4,000円とするものでございます。

財産収入、16款の財産収入でございます。1項の財産運用収入3,000円を減額し、378万1,000円とするものでございます。

18 款の基金繰入金 4,880 万 7,000 円を減額し、1,819 万 3,000 円とするものでございます。

20 款の諸収入でございます。1 億 6,536 万 7,000 円の補正前の額に対しまして 584 万 4,000 円を追加し、1 億 7,121 万 1,000 円とするものでございます。内訳でございます。1 延滞金加算金及び過料でございます、50 万円を追加し 105 万 7,000 円とするものでございます。3 受託事業収入でございます、81 万 7,000 円を追加し、496 万 3,000 円とするものでございます。4 項の雑入でございます、452 万 7,000 円を追加し、1 億 6,469 万 1,000 円とするものでございます。

21 款の町債でございます。210 万円を追加し、5 億 3,405 万 9,000 円とするものでございます。

歳入総額、補正前の額が 50 億 7,330 万円に対しまして、今回の補正額 6,493 万 2,000 円を減額し、50 億 836 万 8,000 円とするものでございます。

次のページをお開きください。

歳出でございます。1 款議会費でございます。1 項議会費 126 万 3,000 円を減額し、9,433 万 2,000 円とするものでございます。

2 款総務費でございます。補正額が 7 億 8,063 万 7,000 円に対しまして 2,503 万 5,000 円を減額し、7 億 5,560 万 2,000 円とするものでございます。その内訳でございます。1 項の総務管理費でございます。2,490 万 1,000 円を減額し、6 億 1,350 万 3,000 円とするものでございます。2 項の徴税費でございます。48 万 4,000 円を減額し、9,609 万 8,000 円とするものでございます。3 項の戸籍住民基本台帳費でございます。42 万 6,000 円を追加し、2,515 万 7,000 円とするものでございます。4 項の選挙費でございます。7 万 6,000 円を減額し、1,454 万 6,000 円とするものでございます。統計調査費については補正はありません。それから、3 款の民生費でございます。総額 15 億 8,509 万 1,000 円に対しまして、減額の 3,207 万 4,000 円減額し、15 億 5,301 万 7,000 円にするものでございます。その内訳でございます。1 項の社会福祉費 584 万 1,000 円を減額し、11 億 5,505 万 5,000 円とするものでございます。2 項の児童福祉費でございます。2,623 万 3,000 円を減額し、3 億 9,796 万 2,000 円とするものでございます。

次に、4 款の衛生費でございます。総額、補正前の額が 4 億 2,998 万 3,000 円に対しまして、今回 539 万 8,000 円を減額し、4 億 2,458 万 5,000 円とするものでございます。次に、1 項の保健衛生費でございます。508 万 1,000 円を減額し、1 億 9,486 万 1,000 円とするものでございます。2 項の清掃費でございます。16 万 9,000 円を減額し、2 億 2,755 万 2,000 円とするものでございます。3 項の水道費でございます。14 万 8,000 円を減額し、217 万 2,000 円とするものでございます。

5 款の農林水産業費でございます。4 億 2,570 万 5,000 円に対しまして 959 万 5,000 円を追加し、4 億 3,530 万円とするものでございます。その内訳でございます。1 項の農業費 1,130 万円を追加し、4 億 2,435 万 3,000 円とするものでございます。2 項の林業費でございます。170 万 5,000 円を減額し、1,094 万 7,000 円とするものでございます。

次に商工費、6 款の商工費でございます。補正前の額が 6,822 万円に今回の補正で 100 万 9,

000円を減額し、6,721万1,000円とするものでございます。

次に7款の土木費でございます。総額4億8,970万7,000円に今回74万2,000円を減額し、4億8,896万5,000円とするものでございます。内訳でございます。1項の土木管理費でございます。148万7,000円を減額し、9,963万8,000円とするものでございます。2項の道路橋梁費でございます。これについては予算の組み替えでございます。変更はございません。4項の住宅費でございます。72万4,000円を減額し、3,378万7,000円とするものでございます。5項の下水道費でございます。24万6,000円を減額し、1億201万7,000円とするものでございます。6項の浄化槽整備推進事業費でございます。171万5,000円を追加し、1,760万2,000円とするものでございます。

8款の消防費でございます。補正前の額が2億1,578万4,000円に対しまして、今回39万2,000円を減額し、2億1,539万2,000円とするものでございます。

9款の教育費でございます。総額、補正前の額が3億9,500万5,000円に対しまして、今回589万2,000円を減額し、3億8,911万3,000円とするものでございます。内訳でございます。1項の教育総務費160万3,000円を減額し、4,694万5,000円とするものでございます。2項の小学校費293万6,000円を減額し、1億3,746万3,000円とするものでございます。3項の中学校費でございます。65万5,000円を減額し、4,136万3,000円とするものでございます。4項の社会教育費40万4,000円を減額し、9,938万5,000円とするものでございます。5項の保健体育費29万4,000円を減額し、6,395万7,000円とするものでございます。

次に災害復旧費、10款の災害復旧費でございます。補正前の額が2,850万円に対しまして300万円減額しまして、2,550万円とするものでございます。内訳でございます。1農林水産施設災害復旧費100万円の減額し、940万円とするものでございます。2項の公共土木施設災害復旧費でございます。200万円の減額し、1,610万円とするものでございます。

予備費でございます。27万8,000円を追加し、1,031万7,000円とするものでございます。歳出合計、補正前の額が50億7,330万円に対しまして今回6,493万2,000円を減額し、50億836万8,000円とするものでございます。

次のページをお開きください。

第2項の繰越明許費の補正でございます。農林水産業費、県営南関西地区の換地業務委託で300万円。それから農林水産業費の新幹線漏水対策事業で919万3,000円、これは工事委託料の繰越明許でございます。

7款土木費でございます。道路新設改良費用1,900万円の明許繰り越しでございます。これは大西桜原線の繰り越しでございます。

次に7ページの第3表債務負担行為の補正でございます。校務支援ネットワークの機器賃借料それから小中学校電話機の賃借料、それから南町民センターの事務機器の賃借料、それから校務支援ネットワーク運用管理委託料の債務負担行為の補正でございます。8番の校務支援ネットワーク運用管理委託料については補正をゼロ円としております。

次に、8ページをお開きください。第4表の地方債の補正でございます。ほ場整備事業、補正前額ゼロでしたが、今回3,220万円の補正を行います。これは国第4次補正の中におきまして中山間

地総合整備事業で3億2,200万円の追加事業が認められて、その分の1割が町の負担となっておりますのでこの金額を町債として補正するものでございます。次に、3の小学校整備事業でございます。2,860万円を2,610万円とするものでございます。次に、社会教育施設整備事業でございます。4,560万円を4,310万円とするものでございます。次に、災害復旧事業690万円を650万円とするものでございます。次の農業振興事業2,450万円を補正後ゼロとするものでございます。これについてはまた歳出にも出てきますので、あとの中で説明をいたしたいと思っております。

(以下、予算書により説明)

○議長(本田眞二君) 福祉課長。

○福祉課長(坂井智徳君) それでは、第12号議案、平成23年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、主なものとして決算見込みによります歳入歳出の補正でございます。

予算書の1ページをお開きください。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,564万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,186万7,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳入でございます。1款1項国民健康保険税、退職者被保険者等の増で241万7,000円を追加し、2億925万5,000円とするものでございます。

3款1項国庫負担金、医療給付等の負担金で1,023万5,000円を追加し、2億6,814万5,000円とするものでございます。同じく2項国庫補助金33万2,000円を追加し、1億4,206万7,000円とするものでございます。

続きまして、4款1項療養給付費等交付金現年分を427万1,000円を減額いたしまして、1億302万1,000円とするものでございます。

5款1項前期高齢者交付金を46万円減額し、3億3,946万2,000円とするものでございます。

6款1項県負担金77万3,000円を追加し、783万7,000円とするものでございます。

7款1項共同事業交付金、高額医療共同事業の交付金でございます。1,140万9,000円を追加し、1億9,910万2,000円とするものでございます。

8款1項財産運用収入、3万1,000円を減額いたしまして16万3,000円とするものでございます。

9款1項他会計繰入金、保険基盤安定関係の繰入金でございます。207万2,000円を減額し、7,815万6,000円とするものでございます。

11款1項延滞金でございます。14万6,000円を追加し、45万円とするものでございます。

3項雑入です。第三者納付金等の283万3,000円を減額し、27万円とするものでございます。

歳入合計が1,564万5,000円を追加し、14億9,186万7,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

1款1項総務管理費を8万5,000円増額し、472万8,000円とするものでございます。同じ

く3項運営協議会費で2万4,000円を減額し、10万4,000円とするものでございます。

2款1項療養諸費、療養給付費です。一般被保険者分を1,300万円を追加するものでございます。追加した補正後の金額が8億9,267万6,000円にするものでございます。2項高額療養費、退職者の被保険者等の分で326万3,000円を減額し、1億2,806万7,000円とするものでございます。3項助産諸費、84万円を減額し、798万円とするものでございます。

3款後期高齢者の支援金等で、これは同額でございます。

5款1項老人保健拠出金2,000円を減額し、1万円とするものでございます。

6款1項介護給付費、介護給付金です。11万9,000円を減額し、6,956万1,000円とするものでございます。

7款1項共同事業拠出金、保険財政基盤整備の安定化事業の負担金で875万2,000円を減額し、1億7,598万3,000円とするものでございます。

8款1項特定健康診査等事業費、健康診査の委託料でございます。236万7,000円を減額し、1,027万4,000円とするものでございます。同じく2項保険事業費43万5,000円を減額し、460万4,000円とするものでございます。

9款1項基金積立金3万1,000円を減額し、16万3,000円とするものでございます。

12款1項予備費、予算調整といたしまして1,839万4,000円を追加し、3,771万2,000円とするものでございます。歳出の総額を1,564万5,000円を追加いたしまして、14億9,186万7,000円とするものでございます。

(以下、予算書により説明)

○議長(本田眞二君) 説明の途中ですが、ここで昼食のため、1時まで休憩します。

-----○-----
休憩 午前11時58分
再開 午後 1時00分
-----○-----

○議長(本田眞二君) それでは、昼食休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でありましたので、これを続行します。建設課長。

○建設課長(大木義隆君) それでは第13号議案、平成23年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明を申し上げます。

今回の補正は決算見込みに伴うものでございます。歳入歳出予算の総額から、それぞれ397万5,000円を減額し、それぞれ総額を1億3,235万5,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳入でございます。1款繰入金は、1項一般会計繰入金を24万6,000円減額して、1億201万7,000円とするものでございます。

3款諸収入は、2項雑入を1,000円減額して0円とし、3項延滞金を3万5,000円追加し、3万7,000円とするものでございます。

6款分担金は、1項分担金を338万円を減額して315万9,000円とするものでございます。

7款使用料及び手数料は、1項使用料を36万3,000円を減額して2,512万5,000円とし、2項手数料を2万円減額し、1万7,000円とするものでございます。

歳入合計を補正前の額から397万5,000円減額し、1億3,235万5,000円とするものでございます。

3ページは歳出でございます。

1款総務費は、1項総務管理費を228万円減額し、4,332万4,000円とするものでございます。

2款事業費、1項公共下水道事業費を169万5,000円減額して869万2,000円とするものでございます。

歳出合計は補正前の額から397万5,000円を減額し、1億3,235万5,000円でございます。

(以下、予算書により説明)

続きまして、第14号議案の南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

これにつきましても、今回の補正は決算見込みに伴うものでございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ14万8,000円を減額し、それぞれ総額を390万2,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳入でございます。

5款繰入金を14万8,000円減額し、217万2,000円とするものでございます。

3ページは歳出でございます。

1款総務費、14万8,000円減額し、188万円とするものでございます。

(以下、予算書により説明)

○議長(本田眞二君) 福祉課長。

○福祉課長(坂井智徳君) それでは、第15号議案、平成23年度南関町介護事業特別会計補正予算(第4号)につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、決算見込みによります歳入歳出の補正でございます。主なものとして、歳入では介護給付費の336万円の減額、歳出では介護予防住宅改修費の113万3,000円の減額等でございます。

それでは、予算書により説明させていただきます。1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ336万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,671万2,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

歳入でございます。3款1項国庫負担金並びに2項国庫補助金につきましては、85万円を減額し、2億9,708万6,000円とするものでございます。

続きまして、4款1項支払基金交付金99万2,000円を減額いたしまして、3億4,079万5,000円とするものでございます。5款県支出金の1項県負担金及び3項の県補助金につきましては49万円を減額し、1億6,745万円とするものでございます。

7款繰入金の1項一般会計繰入金ですけれども、介護給付の繰入金として102万9,000円を減額し、1億6,101万円とするものでございます。歳入合計といたしまして補正前の額から補正額336万1,000円を減額し、12億4,671万2,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。2款2項介護予防サービス等の諸費で、住宅改修費等の減で256万9,000円を減額し、7,370万2,000円とするものでございます。

4款1項介護予防事業費102万4,000円を減額し、1,064万7,000円とするものでございます。この4款で総額192万2,000円を減額し、2,362万9,000円とするものでございます。

8款1予備費といたしまして、予算調整として114万9,000円を増額し、歳出総額を12億4,671万2,000円とするものでございます。

(以下、予算書により説明)

○議長(本田眞二君) 延寿荘荘長。

○延寿荘長(福田恵美子君) 第16号議案、平成23年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、決算見込みによります歳出歳入の補正でございます。

1ページをお開きください。

平成23年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,074万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,309万8,000円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入についてご説明申し上げます。1款サービス収入の1項介護給付費収入といたしまして940万1,000円を追加し、1億6,545万4,000円とするものでございます。それから3項自己負担金収入を29万5,000円追加し、2,684万6,000円とするものでございます。

4款国庫支出金のこれは処遇改善交付金になりますが、補正額が105万円で499万6,000円になっております。

歳入の合計が補正額が1,074万6,000円で、計2億5,309万8,000円になっております。続いて、歳出の説明をいたします。

3ページをお開きください。

歳出の1款総務費、1項施設管理費の補正額が493万3,000円で、1億5,572万2,000円になっております。2項研究研修費を10万2,000円減額しまして8万9,000円になっております。

2款サービス事業費、1項居宅サービス事業費をこれは55万円減額しまして743万7,000円、それから2項施設介護サービス費事業費を28万5,000円減額しまして1,835万6,000円となっております。

最後に、予備費は予算調整として1,661万6,000円を追加して7,149万4,000円とするものです。

歳出合計が補正前の額2億4,235万2,000円に1,074万6,000円を追加して、2億5,309万8,000円とするものです。

(以下、予算書により説明)

○議長(本田眞二君) 建設課長。

○建設課長（大木義隆君） それでは第17号議案、平成23年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は決算見込みに伴うものでございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ570万5,000円を減額し、それぞれ総額を8,104万3,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳入でございます。1款分担金及び負担金、1項分担金を91万円減額しまして429万円とするものでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料を116万2,000円減額し、2,426万2,000円に、また2項手数料を2万5,000円追加し、失礼しました、使用料につきましては116万2,000円を追加し、2,426万2,000円とするものでございます。2項手数料につきましても2万5,000円追加し、2万6,000円とするものでございます。

4款県支出金、1項県補助金につきましては6万8,000円を追加し、210万8,000円とするものでございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては171万5,000円を追加し、1,760万2,000円とするものでございます。

7款諸収入、1項延滞金につきましては5万6,000円を追加し、5万7,000円とし、2項雑入につきましては77万9,000円を追加し、78万円とするものでございます。

また、8款町債につきましては1項町債を860万円減額し、1,860万円とするものでございます。なお、この町債につきましては4ページ第2表にも掲載をしているところでございます。

3ページにまいります。

歳出についてです。1款総務費、1項総務管理費を4万7,000円追加して2,743万円といたすものでございます。

2款事業費、1項浄化槽整備推進事業費につきましては812万8,000円を減額し、3,913万9,000円とするものでございます。

4款予備費、1項予備費につきましては237万6,000円増額し、257万6,000円とするものでございます。

歳入歳出合計がそれぞれ570万5,000円減額し、8,104万3,000円とするものでございます。

（以下、予算書により説明）

○議長（本田眞二君） 福祉課長。

○福祉課長（坂井智徳君） それでは、平成23年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

今回の補正予算につきましては決算見込みによるものでございます。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ398万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,101万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款1項後期高齢者医療保険料です。死亡あるいは保険料の軽減によりますもので401万6,000円を減額し、6,849万5,000円とするものでございます。

2款1項手数料、督促手数料で1万5,000円を増額し、1万7,000円とするものでございます。

5款1項延滞金及び過料、延滞金1名分で1万6,000円を増額し、1万8,000円とするものでございます。補正額前から補正額398万5,000円を減額し、1億2,101万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出になります。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金として400万円を減額し、1億1,946万7,000円とするものでございます。

4款1項予備費、予算調整としまして1万5,000円を増額し、114万8,000円とするものでございます。

歳出の総額を398万5,000円を減額し、1億2,101万8,000円とするものでございます。

(以下、予算書により説明)

○議長(本田眞二君) 総務課長。

○総務課長(堀 賢司君) 第19号議案、平成24年度南関町一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ48億8,276万8,000円とするものでございます。前年度の当初予算額が46億7,601万3,000円でございます。4.4%の増でございます。

項目の説明に入ります前に、平成24年度の基本的な予算編成方針といえますか、一応の考え方を述べさせていただきます。

まず、歳入につきましては、国・県それから税制改革改正等の動向を踏まえて必要な財源を図っているところでございます。特に、地方交付税については国が示した試算によって本年度9,393万4,000円の減額となっております。次に、町税でございますけれども、法人税割の前年度の実績によって4,880万1,000円の増額としております。

歳出については南関町総合振興計画、それから第4次行政改革大綱に基づきまして基本的に予算編成を行っております。特に、住んでよかったプロジェクト事業に総額1億2,276万6,000円を予算計上しております。それから、職員の人件費につきましてですけど、平成23年度に7人の退職があります。平成24年度4月に5名の採用を予定しており、職員数が129名になります。前年度と比較しまして2,071万4,000円の減額でございます。

それから、工事関係でございます。町道の改良工事、相合坂上線、久重中線等の改良工事のために2億4,380万円の予算を計上し、前年度と比較しまして1億4,780万円の増額になっております。それから小中学校の営繕と耐震改修工事でございますけど、三小の体育館の改修工事、それから中学校の体育館の屋根の改修工事をそれぞれ予定しております。物件費につきましては、基本的には前年度と同額ということで予算計上しております。しかし燃料費につきましては、昨年度と比較しまして単価が改正されておりますので増額になっておりますので増額をしたところでございます。また、今回、法令集の見直しを行いました、大幅な見直しを行いました。それで法令集のいわゆる追録代です。今はインターネットで追録が検索できますので、ただ単に法令集の改正だけな

らインターネットを利用しようということで改正したところでございます。

それから、職員の死亡見舞金制度がありましたけど、これは町村会が実施してるところですけども職員の見舞金制度についても廃止しております。

次に平成23年度に実施しましたまちづくり懇談会、平成24年度につきましては一応内容をちょっと変えまして、校区ごとに開催をしていこうということでの基本的な考え方を持っております。時期的にはまだ未定でございます。それから地域づくりのリーダー育成のための地域づくり懇談会も開催を計画しているところでございます。

以上、予算編成方針と重要なポイントを精選して申し上げました。

それでは、予算書に戻りまして説明を申し上げます。

1ページの債務負担行為ですけれども、第2表に債務負担行為ということでございます。

2ページから説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

町税、総額は言いませんで、項ごとに説明していきます。1町民税でございます。3億2,420万1,000円でございます。前年度と比較して2,130万円の増額でございます。増額につきましては現額をオーバーしているところだけしかご説明申し上げません。次に2項の固定資産税でございます。5億7,016万1,000円でございます。マイナスの3,590万円の減額でございます。それから、3項の軽自動車税でございます。3,070万円でございます。それから、4項の町たばこ税でございます。6,900万円の予算計上でございます。前年度と比べまして330万円の増でございます。次、7項の入湯税でございます。1,380万円の予算計上でございます。前年度と比較しまして275万円の減額でございます。

次に、地方譲与税でございます。1項の地方揮発油譲与税でございます。2,120万円の前年度と同額でございます。それから、2項の自動車重量譲与税でございます。5,470万円でございます。前年度と同額でございます。

次に、3款の利子割交付金でございます。260万円の予算計上でございます。前年度と同額でございます。

次に、配当割交付金でございます。40万円の予算計上でございます。前年度と同額でございます。

5款の株式等譲渡所得割交付金でございます。20万円の予算計上いたしております。前年度と同額でございます。

次に、6款の地方消費税交付金でございます。1億160万円の予算計上でございます。前年度と同額でございます。

次に、7款のゴルフ場利用税交付金でございます。1,230万円の予算計上でございます。前年度と同額でございます。

8款の自動車取得税交付金でございます。1,500万円の予算計上です。前年度と同額です。

それから、9款の地方特例交付金でございます。780万円の予算計上でございます。前年度と比較して820万円の予算減額でございます。

次に10款の地方交付税でございます。18億5,000万円の予算計上でございます。減額の9,393万4,000円の減額でございます。

続きまして、11款の交通安全対策特別交付金でございます。169万円の予算計上でございます。

次に、12款の分担金及び負担金でございます。1項の分担金30万円、これにつきましては270万円の減額でございます。それから、2項の負担金でございます。1億731万4,000円でございます。前年度といたしまして509万9,000円の増額でございます。

次に、13款の使用料及び手数料でございます。使用料につきましては1億326万3,000円の予算計上でございます。前年度と比較して50万7,000円の増額でございます。2項の手数料でございます。1,338万6,000円の計上でございます。

次に、14款の国庫支出金でございます。1項の国庫負担金2億7,492万2,000円の予算計上でございます。前年度と比較しまして3,564万4,000円の減額でございます。次に、2項の国庫補助金でございます。2億202万2,000円の予算計上でございます。前年度と比較しまして1億8,189万3,000円の増額でございます。3項の国庫委託金です。330万7,000円の予算計上でございます。

15款の県支出金でございます。1項の県負担金1億6,912万6,000円でございます。前年度と比較しまして231万8,000円の増額でございます。2項の県補助金でございます。8,358万4,000円の予算計上でございます。3項県委託金です。2,133万8,000円を計上しております。

16款財産収入でございます。298万5,000円の予算計上でございます。前年度と比較して59万2,000円の減額でございます。

17款寄附金でございます。75万1,000円の予算計上でございます。

続きまして、18款繰入金でございます。基金繰入金については720万円予定しております。前年度と比較しまして180万円の減額でございます。

19款の繰越金でございます。1億円を予定しております。前年度と同額でございます。

20款の諸収入でございます。1延滞金加算金及び過料でございます。55万7,000円の予算計上でございます。2町預金利子につきましては50万円を計上しております。

次の4ページをお願いします。

受託事業収入、3項の受託事業収入ですけど、456万5,000円でございます。次に雑入でございます。1,523万4,000円の予算計上で、前年度と比較しますと9,327万3,000円の予算減額でございます。

町債が6億9,706万2,000円で、前年度と比較しまして2億655万6,500円の増額でございます。

歳入合計48億8,276万8,000円を歳入で予算計上しております。

続きまして、歳出でございます。6ページでございます。

まず、議会費でございます。8,123万1,000円の予算計上でございます。前年度と比較しまして1,773万3,000円の減額でございます。

2款の総務費でございます。1項の総務管理費5億139万円の計上です。前年度と比較しまして、1億1,505万1,000円の減額でございます。続きまして、2項の徴税费でございます。1億151万1,000円の予算計上です。609万5,000円を増しております。次に、戸籍住民基本台帳費でございます。1,799万2,000円を計上しております。前年度と比較しまして1,401万9,000円の減額でございます。4項の選挙費でございます。1,056万7,000円の予算計上で

ございます。5項の統計調査費499万1,000円の予算計上です。6監査委員費140万3,000円の予算計上です。

次に、民生費でございます。1項社会福祉費10億4,618万6,000円でございます。前年度と比較しまして2,495万7,000円の増額でございます。次に、2項児童福祉費でございます。3億8,528万5,000円を予算計上しております。前年度と比較しまして、4,311万円の予算の減額でございます。

次に、4款の衛生費でございます。1項の保健衛生費1億9,973万3,000円を予算計上いたしております。前年度と比較しまして3,007万2,000円の増額でございます。次に、2項の清掃費でございます。2億2,173万7,000円の計上です。前年度と比較しまして598万4,000円の減額でございます。3水道費でございます。306万7,000円の予算計上でございます。

5款の農林水産業費でございます。1項の農業費2億3,171万7,000円の計上です。前年度と比較しまして1億342万6,000円の減額です。次に、2項の林業費でございます。715万3,000円の予算計上です。前年度と比較しまして109万2,000円の減額でございます。

6款の商工費でございます。1項の商工費6,571万4,000円の計上で、前年度と比較しまして680万4,000円の増額です。

次に、土木費でございます。1土木管理費でございます。5,953万円の予算計上で、前年度と比較しますと447万9,300円の減額でございます。2項の道路橋梁費でございます。4億1,107万3,000円の予算計上で、前年度と比較しますと2億3,282万2,000円の増額でございます。3項の河川費でございます。410万2,000円でございます。次に4項住宅費でございます。2,893万4,000円の計上で、前年度と比較しまして361万2,000円の減でございます。

6ページをお開きください。

5項の下水道費でございます。1億803万6,000円でございます。前年度と比較しまして486万6,000円の増額です。6項の浄化槽整備推進事業費でございます。1,647万8,000円でございます。37万1,000円の増額でございます。

8款の消防費でございます。1億9,079万8,000円の計上で、前年度と比較しまして1,388万1,000円の減額でございます。

9款の教育費でございます。1項の教育総務費5,175万円の計上で、前年度より352万2,000円の増額でございます。次に、2項の小学校費でございます。3億1,712万1,000円の計上で、前年度と比較しまして2億855万8,000円の予算の増額です。次に、3項の中学校費でございます。8,358万3,000円の計上でございます。前年度と比較しまして、4,209万9,000円の増額でございます。次に、社会教育費でございます。9,634万9,000円の予算を計上いたしております。前年度と比較しまして241万1,000円の減額でございます。次に、5項の保健体育費でございます。6,500万7,000円の計上で、前年度と比較しまして116万2,000円の増額でございます。

10の災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、2項の公共土木施設災害復旧費については存目でございます。

次の11款の公債費でございます。5億6,070万7,000円でございます。前年度と比較しまして1,167万3,000円の増額でございます。

次に、予備費でございます。962万1,000円の予算計上でございます。前年度と比較しまして35万5,000円の減額でございます。

歳出合計48億8,276万8,000円の歳出の合計でございます。

次、7ページいきます。第2表の債務負担行為でございます。1固定資産土地評価業務委託料につきましては、672万円の債務負担行為額でございます。2土地情報管理システム機器賃借料につきましては、894万8,000円でございます。3小中学校パソコン賃借料については、4,830万6,000円の債務負担を行っております。次に8ページをお開きください。地方債でございます。第3表の地方債でございます。1番目がほ場整備事業でございます。270万円でございます。南関東地区の事業費300万円の9割の約270万円を借り入れるということにしております。次が道路橋梁整備事業でございます。1億9,700万でございます。先ほど言いました相谷坂上線、久重中線等の道路改良の事業の地方債でございます。3番目が小学校の整備事業でございます。1億7,200万、これは第3小学校の耐震の調査でございます。次4番目が中学校の整備事業、これは中学校の屋内体育館の屋根の改修の補修の4,000万円でございます。5番目が消防防災設備整備事業費で1,500万、これは防火用水でございます。次に6番目が過疎対策のソフト事業ではですね、3,500万でございます。こども医療とか、学校給食の補助、保育料等にあてます。臨時財政対策については、2億3,536万2,000円を地方債として計上しております。

(以下、予算書により説明)

○議長(本田眞二君) 説明の途中ですが、暫時休憩します。10分ほど休憩します。

-----○-----
休憩 午後1時59分
再開 午後2時09分
-----○-----

○議長(本田眞二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でありましたので、これを続行します。総務課長。

○総務課長(堀賢司君) (以下、予算書により説明)

○議長(本田眞二君) 福祉課長。

○福祉課長(坂井智徳君) 続きまして、第20号議案の平成24年度南関町国民健康保険特別会計予算についてご説明をいたします。

24年度におきましては保険給付費等の増を踏まえ、前年度対比として4.5%の増により予算を編成をいたしております。

1ページをお願いします。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億706万円とするものでございます。

2ページをお願いします。

歳入でございます。1款1項国民健康保険税一般分が1億7,979万6,000円、退職者分で2,753万3,000円、合わせまして2億732万9,000円を計上いたしております。前年度に対して0.24%の増でございます。

続きまして、2款1項の手数料ですけれども、督促手数料です。昨年同様20万円の増額でございます。

3款1項国庫負担金、療養給付費等の負担金でございます。2億6,364万6,000円を計上いたしております。前年度対比2.2%の増でございます。同じく2目国庫補助金、財政調整交付金等の補助金でございます。1億3,804万7,000円、前年度対比でマイナス2.5%でございます。

4款1項療養給付費等交付金、現年度分でございます。1億710万6,000円、前年度対比で0.1%の増でございます。

5款1項前期高齢者交付金、現年度分でございます。3億2,051万4,000円、前年度対比で2.9%のマイナスでございます。減でございます。

6款1項県負担金、高額共同事業等の負担金でございます。965万6,000円、前年度対比で36.7%の増でございます。同じく2項県補助金、財政調整交付金等でございます。6,906万9,000円、前年度対比で37.1%の増でございます。

7款1項共同事業交付金、高額医療等の交付金でございます。2億3,656万3,000円、前年度対比で26%の増でございます。

8款1項財産運用収入利子分でございます。昨年同様、失礼しました10万円。

続きまして、9款1項他会計繰入金、一般会計の繰入金等でございます。7,842万2,000円、前年度対比にしまして2.3%の減でございます。

10款1項繰越金、療養給付等でございます。7,500万1,000円、前年度に對しまして25%の増でございます。

11款諸収入の1項の延滞金・加算金及び過料でございます。昨年同様30万4,000円を計上いたしております。

3ページでございます。

歳出です。1款1項総務管理費です。一般管理費として423万5,000円、それから3項の運営協議会費として12万8,000円、合わせて436万3,000円を計上いたしております。

2款1項療養諸費です。給付費の一般分、それから療養費の一般分、合わせまして8億9,738万1,000円を計上いたしております。前年度対比2.1%の増でございます。同じく2項高額療養費、一般分それと一般高額介護等の療養費の分でございます。1億2,239万円、前年度対比1.7%の増でございます。

3款助産諸費、出産育児一時金等でございます。882万円、昨年同様の計上でございます。続きまして、3款1項後期高齢者支援金等です。支援金あるいは事務費等の拠出金でございます。1億5,693万5,000円。前年度対比で11.9%の増でございます。

続きまして、6款介護納付金、1項介護納付金として7,234万7,000円です。前年度対比3.8%の増でございます。

7款1項共同事業拠出金、高額共同療養費と共同事業の事務費等でございます。2億819万円、前年度対比12.7%の増でございます。

8款1項特定検診の事業費ということで、需用費、役務費、委託料等を含めまして、1,255万1,000円、前年度対比にいたしまして0.7%の減でございます。同じく2項保健事業費、国保の電算の委託料、健康指導、あんま・鍼・灸等の補助でございます。合わせまして503万6,000円、前年度対比9.8%の増でございます。

9款基金積立金、1項基金積立金10万円、前年度対比でマイナス48.5%でございます。

4ページをお願いします。

12款1項予備費ですけれども、予算調整といたしまして1,753万9,000円を計上しているところでございます。予備費については前年度対比13.4%の増でございます。

歳出合計で15億706万円とするものでございます。

(以下、予算書により説明)

○議長(本田眞二君) 建設課長。

○建設課長(大木義隆君) それでは、第21号議案、平成24年度南関町公共下水道事業特別会計予算書についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を2億505万4,000円とするものでございます。前年度予算と比べ408万3,000円、1.95%の減となっております。

2ページをお開きください。

歳入でございます。1款国庫支出金が3,000万円、国庫補助金でございます。

2款繰入金が1億803万6,000円、一般会計繰入金でございます。

3款諸収入が2,000円、延滞金でございます。

4款町債が3,400万円、この町債の限度額については5ページの第3表にあるとおりでございます。

6款分担金が652万6,000円でございます。

7款使用料及び手数料が2,649万円、使用料手数料でございます。

3ページ。歳出でございます。

1款総務費が4,975万5,000円。総務管理費でございます。

2款事業費が7,085万1,000円、公共下水道事業費でございます。

3款公債費が8,344万8,000円でございます。

4款予備費が100万円でございます。

(以下、予算書により説明)

○議長(本田眞二君) それでは説明の途中ですが、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時58分

再開 午後3時09分

-----○-----

○議長(本田眞二君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でしたので、これを続行します。建設課長。

○建設課長(大木義隆君) 引き続きご説明を申し上げます。第22号議案、平成24年度南関町簡易水道事業特別会計予算書についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を479万7,000円とするものでございます。

前年度予算と比べ、74万7,000円、18.44%の増額となっております。

2ページをお開きください。

歳入でございます。

2款使用料及び手数料が172万9,000円、使用料手数料でございます。

5 款繰入金が 3 0 6 万 7,0 0 0 円、一般会計繰入金でございます。

6 款諸収入が 1,0 0 0 円、延滞金、加算金及び過料でございます。

3 ページは歳出でございます。

1 款総務費が 2 7 7 万 5,0 0 0 円、総務管理費でございます。

3 款公債費が 1 8 2 万 2,0 0 0 円でございます。

4 款予備費が 2 0 万円でございます。

(以下、予算書により説明)

○議長(本田眞二君) 福祉課長。

○福祉課長(坂井智徳君) それでは、第 2 3 号議案、平成 2 4 年度南関町介護保険事業特別会計予算について、ご説明をさせていただきます。

2 4 年度から平成 2 6 年度まで第 5 期の南関町老人福祉計画及び介護保険事業がスタートします。また、2 4 年度より地域密着型の 3 施設が運営を開始するため、介護給付費の伸びが見込まれることなどをもとに、前年度の予算に対しまして 1 6.3 %の増による予算編成を行っているところでございます。

予算書の 1 ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 2 億 6,5 9 1 万 4,0 0 0 円と定めるものでございます。

2 ページをお願いいたします。

歳入でございます。1 款 1 項介護保険料、特別徴収と普通徴収を合わせまして 1 億 8,2 9 5 万 3,0 0 0 円を計上いたしております。前年度に対しまして 0.9 5 %の減でございます。

2 款 1 項手数料 1,0 0 0 円でございます。同じく 2 項使用料 2 0 万 1,0 0 0 円を計上いたしております。

3 款 1 項国庫負担金、介護給付費等で 2 億 1,6 7 5 万 6,0 0 0 円を計上いたしております。前年対比 1 7.5 %の増でございます。同じく 2 項国庫補助金、調整交付金などがございます。1 億 2,4 0 6 万 7,0 0 0 円を計上いたしております。前年度に対しまして 4 0.6 %の増でございます。

4 款 1 項支払基金交付金、介護給付、介護予防費等でございます。3 億 5,4 7 9 万 8,0 0 0 円を計上いたしております。前年度対比にいたしまして 1 2.5 %の増でございます。

5 款 1 項県支出金、1 億 7,5 4 0 万 3,0 0 0 円を計上いたしております。前年度対比 1 4.3 %の増でございます。3 項県補助金 3 0 8 万 9,0 0 0 円を計上いたしております。前年度対比 2 7.2 %でございます。

7 款の 1 項一般会計繰入金でございます。1 億 7,0 7 3 万 8,0 0 0 円を計上いたしております。前年度対比 1 4.3 %の増です。同じく 2 項の基金繰入金でございます。1,0 0 0 万円を計上いたしております。

8 款 1 項繰越金でございます。2,0 0 0 万円を計上いたしております。

続きまして、9 款 4 項予防給付費収入でございます。7 7 4 万 4,0 0 0 円を計上いたしております。

3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 3 項介護認定審査会費 1,3 5 2 万円を計上いたしております。昨年度の対比で 0.9 %の減でございます。

2款1項介護サービス等諸費10億6,053万7,000円を計上いたしております。前年度対比で16.97%の増でございます。同じく2項介護予防サービス等諸費7,765万6,000円を計上いたしております。前年度対比にしまして12.2%の増でございます。同じく4項高額介護サービス等費2,451万9,000円を計上いたしております。前年度対比13.2%の増でございます。5項高額医療合算介護サービス等費340万円、昨年同様の計上でございます。6項特定入所者介護サービス等費3,918万8,000円を計上いたしております。前年度に對しまして4.8%の増でございます。

4款1項介護予防事業費、特定一般高齢者の体力アップ等の経費でございます。1,707万円を計上いたしております。前年度対比にしまして46.3%の増でございます。2項包括的支援事業費494万7,000円を計上いたしております。前年度対比マイナス1.4%でございます。3項居宅介護支援事業費901万8,000円を計上いたしております。前年度対比3.9%の増でございます。8款1項予備費として1,259万7,000円を計上いたしております。

(以下、予算書により説明)

○議長(本田眞二君) 延寿荘荘長。

○延寿荘長(福田恵美子君) 第25号議案、平成24年度南関町介護サービス事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出それぞれ2億3,393万6,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

1款サービス収入が1億8,340万1,000円で、この内訳としまして介護給付費収入が1億5,674万8,000円、自己負担金収入が2,665万3,000円となっております。

9款繰越金が5,000万円、10款諸収入の雑入として53万3,000円で、歳入総額2億3,393万6,000円を計上しております。

3ページをお願いします。歳出の1款総務費1億5,321万7,000円、これは施設介護費の1億5,302万9,000円と、それから研究研修費が18万8,000円となっております。

2款のサービス事業費2,760万2,000円で、居宅サービス事業費が980万6,000円、施設介護サービス事業費が1,779万6,000円となっております。

4款予備費は5,311万7,000円で、歳出総額を2億3,393万6,000円を計上しております。

(以下、予算書により説明)

○議長(本田眞二君) 建設課長。

○建設課長(大木義隆君) それでは、第25号議案、平成24年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算書についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を8,892万3,000円とするものでございます。前年度予算と比べ235万1,000円、2.72%の増となっております。

2ページをお開きください。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金が520万1,000円、分担金、負担金でございます。

2款使用料及び手数料が2,440万9,000円、使用料、手数料でございます。

国庫支出金が1,512万円、国庫補助金でございます。

4款県支出金が201万2,000円、県補助金でございます。

5款繰入金が1,647万8,000円、一般会計繰入金でございます。

6款繰越金が1,000円でございます。

7款諸収入が2,000円、延滞金、雑入でございます。

8款町債が2,570万円、この町債の限度額につきましては4ページの第2表にあるとおりでございます。

3ページ、歳出でございます。

1款総務費が2,824万8,000円、総務管理費でございます。

2款事業費が4,724万2,000円、浄化槽整備推進事業費でございます。

3款公債費が1,323万3,000円でございます。

4款予備費が20万円でございます。

(以下、予算書により説明)

○議長(本田眞二君) 福祉課長。

○福祉課長(坂井智徳君) 続きまして、第26号議案、平成24年度南関町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明をいたします。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2,626万9,000円と定めるものでございます。予算につきましては、前年度に対しまして1.1%の増となっております。

2ページをお開きください。

歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料、特別徴収、普通徴収、合わせまして7,239万円を計上するものでございます。

2款1項手数料として2,000円を計上いたしております。

3款1項一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金として5,384万2,000円を計上いたしております。

4款1項繰越金で1,000円を計上いたしております。

5款諸収入として3万4,000円を計上いたしまして、歳入総額を1億2,626万9,000円とするものでございます。

3ページの歳出になります。

1款2項徴収費、これは役務費でございます。36万3,000円を計上いたしております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金1億2,577万5,000円を計上いたしております。

3款1項償還金及び還付加算金3万1,000円を計上いたしております。

4款1項予備費として10万円を計上いたしております。

(以下、予算書により説明)

○議長(本田眞二君) 建設課長。

○建設課長(大木義隆君) 第27議案、町道の路線廃止について、次の第28号議案、町道の路線認

定については関連がありますので、併せてご説明させていただきたいと思ひます。

路線の廃止につきましては道路法第10条第1項、路線の認定については道路法第8条第1項の規定に基づき提案いたすものでござひます。

路線廃止については、新しく路線を認定する前段として一旦廃止するものでござひます。路線廃止の1つ目は別添図の1枚目、起点を八重丸公民館前から白毛原を通り、終点を細永赤坂の尾田高久野線へ接続する八重丸赤坂線、2つ目は別添図の2枚目、起点を関村公民館前から八重丸を通って終点白毛原へ向かう関村八重丸線でござひます。

この2路線は、次号議案として提案いたします関村田原線、八重丸白毛原線に関連するものでござひます。

関村田原線は廃止を提案してあります関村八重丸線の起点、関村公民館前から八重丸赤坂線を経由して、その終点から嚴をとおり、終点を四ツ原田原地区の県道大牟田植木線へ接続するところまでとする全長約7.4キロメートルの路線で、新たに認定するものでござひます。

関村田原線につきましては、平成6年から着手していた県営事業の農免道路、ふるさと農道として整備したものうち、細永赤坂までの部分を町道認定、使用開始してあり、またその後も道山高久野線の接続まで整備が終了し、現在県が管理を行っているところでござひますが、当該事業につきましては計画期間は終了したものの、県営事業の終点から県道までの接続がなされておらず、道路の開設効果を果たすために町道として整備するために認定に付すものでござひます。

また、八重丸白毛原線は、廃止を提案してあります関村八重丸線の起点から八重丸公民館前付近までを関村田原線の一部として認定を提案しましたことから、残りの八重丸公民館前付近から白毛原までの約443メートルの部分を名称をあらためて認定に付すものでござひます。

次に鷹ノ原石佛線でござひます。廃止を提案します路線は、起点を関町鷹ノ原とし、終点をセキヤヒルズ手前のエヌ・エフ・ティまでとする路線でござひます。

この路線につきましても次号議案で提案いたします同名路線の認定に関連するものでござひます。

鷹ノ原石佛線は平成22年12月議会において株式会社エヌ・エフ・ティ建設予定地の進入路までを認定いただいたところでござひますが、今回一旦廃止をし、その終点をホテルセキヤ近くの大牟田市との境までとしてあらためて提案いたすものでござひます。

今般、セキヤヒルズ内の敷地にメガソーラー施設が建設されることに伴う町道認定の提案でござひます。なお、実質的な延長部分でありますエヌ・エフ・ティ入り口付近から新しい終点までの私道部分は、サイカンホールディングスから無償提供を受けることになってあります。

以上、町道の路線廃止、路線認定について説明を終わります。ご審議の上、ご了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（本田眞二君） 以上で、提案理由の説明を終了します。

-----○-----

○議長（本田眞二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、来週12日は、午前10時に本会議場にご参集ください。

本日はこれにて散会します。起立。礼。

-----○-----

散会 午後3時46分